

# 福島県の 個人情報保護制度

福島県は、個人情報の取扱いに関するルールを福島県個人情報保護条例で定めています。

## 【条例の3つのポイント】

- 1 県機関における個人情報の取扱いについて
- 2 県が保有する自分の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利、手続きについて
- 3 民間事業者の個人情報の取扱いについて

## なぜ個人情報保護が必要なのですか

近年の情報技術の進展に伴い、コンピュータやネットワークを通じて大量の個人情報が入りやすく急速に処理され流通しています。

個人情報はいったん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、実際に企業の顧客情報の流出や個人情報を悪用した詐欺事件の多発などが起こっており、プライバシーなどの個人の権利利益の侵害に対する不安が高まっています。

反面、我々は個人情報を扱うことなしに、円滑な社会生活を行うことは困難なこともまた事実であります。

そこで、個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、誰もが安心して情報化社会の利便性を享受し、社会生活を営めるようにしようというのがこの制度の趣旨です。

## 個人情報とはどのようなものですか

個人情報とは、「特定の個人を識別できる情報」です。簡単に言えば、どこの誰のものかがわかる情報のことで、住所、氏名、生年月日、電話番号などが代表的な例です。

また、顔写真やメールアドレスなども、特定の個人を識別できれば個人情報となりますし、例えばID番号なども、他の情報と容易に突き合わせでき、個人を特定できるのであれば個人情報となります。

## 個人情報の利用、提供を控える動きがありますが、どう対応すればよいですか

平成17年4月の個人情報保護法の施行以来、法令の定め以上に個人情報の利用、提供を控える「過剰反応」が見られますが、法律や自治体の条例では、本人の同意がある場合はもちろんのこと、本人の同意がなくても法令等の規定に基づく場合や、個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合などには、個人情報の利用、提供は可能となっております。

個人情報の取扱いに当たっては、法律や条例を正しく解釈、運用し、個人の権利利益を守りつつ、適切に活用していくことが求められます。

## 1 県機関における個人情報の取扱いについて

|           |  |
|-----------|--|
| 収集の制限     | 県機関は、個人情報を収集するときは、利用の目的をできる限り特定し、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。また、本人から収集すること（書面で収集するときは利用目的を明示）思想・信条に関する個人情報は収集しないことを原則としています。 |
| 利用及び提供の制限 | 県機関は、原則、利用目的以外の目的のために、個人情報を勝手に内部で利用したり、外部へ提供しません。  |
| 適正管理      | 県機関は、漏えいや滅失、き損の防止など、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。  |
| 委託に伴う措置   | 県機関は、事務を外部に委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じるとともに、委託先にも必要な措置を講じさせます。   |
| 職員等の責務    | 県の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁止されています。   |
| 罰則        | 不正な個人情報の取扱いをした職員や委託者等は、処罰されることとなっています。   |

## 2 自己情報開示請求等について

### 自己情報開示請求

県の保有する公文書に記載されている自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

また、本人の他、未成年者・成年被後見人の法定代理人が請求できます。

#### 開示請求書の提出

窓口の開示請求書を提出（本人であることを証明する書類（運転免許証等）の提示が必要です。）

窓口については最終ページを御覧ください。

#### 開示等の決定・通知

開示請求を受け、県機関は、原則 15 日以内に開示するかしないかを決定し、文書でお知らせします。

#### 開示の実施（閲覧又は写しの交付）

窓口で開示します。（この場合も、本人であることを証明する書類（運転免許証等）の提示が必要です。）

希望によっては、公文書の写しをお送りすることもできます。

## 訂正請求

開示を受けた自分の個人情報の内容が事実と違うと認めるときは、県機関に対してその訂正を請求できます。

## 利用停止請求

開示を受けた自分の個人情報、「収集の制限」、「利用及び提供の制限」及び「適正管理」の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、県機関に対してその利用の停止、消去又は提供の停止を請求できます。

決定内容に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

# 3 民間事業者の個人情報の取扱いについて

事業者は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければなりません。

県では、事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針を定めており、その概要は次のとおりとなっています。

### <事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針>の概要

#### 1 個人情報の取得及び利用

- (1) 個人情報を取り扱う際は、その利用目的をできる限り特定し、また、本人の同意を得ないで当初の利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならない。
- (2) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- (3) 個人情報を取得した場合は、原則として、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表する。
- (4) 本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、原則として、本人に対し、その利用目的を明示する。

#### 2 個人情報の提供

- (1) あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。
- (2) 第三者への提供を利用目的としている場合は、提供される個人情報の項目及び提供の手段又は方法等を、本人が認識できるようにしておく。
- (3) 提供する個人情報の内容を変更する場合にも、その内容を本人が認識できるようにしておく。

### 3 個人情報の適正な管理

- (1) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- (2) 個人情報の安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う。
- (3) 個人情報は、正確かつ最新の内容に保つよう努める。
- (4) 個人情報の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対し、必要かつ適切な監督を行う。

### 4 自己情報の開示等

- (1) 本人から自己情報について開示、訂正又は利用若しくは提供の停止を求められたときは、原則として、これに応ずる。
- (2) (1)の求めに応じられない場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努める。
- (3) 本人から自己情報の取扱いに関する苦情等があったときは、適切かつ速やかにこれを処理するよう努める。

### 5 責任体制の確立

事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努める。

事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあるとき、県は、当該事業者の説明又は資料の提出を求めることがあります。また、著しく不適正に取り扱っているときは、是正を勧告し、その事実を公表することがあります。

5,000件を超える個人情報を取り扱う事業者は、個人情報取扱事業者となり、個人情報保護法により、義務等が課せられています。また、事業分野によっては、関係省庁が策定するガイドラインに則った取扱いが求められます。

個人情報保護法の詳細については、  
消費者庁企画課個人情報保護推進室（電話番号 03-3507-9160）まで

個人情報に関するお問い合わせ・苦情・相談はこちらへ

- ・県の個人情報の取扱いについて
- ・個人情報保護条例について
- ・自己情報の開示請求等について
- ・県内事業者の個人情報の取扱いについて

| 窓口       | 場所     | 住所                       | 電話番号              |
|----------|--------|--------------------------|-------------------|
| 福島県文書法務課 | 県庁西庁舎内 | 〒960-8670<br>福島市杉妻町 2-16 | (024)<br>521-7083 |

自己情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求は、こちらへ

| 名称          | 場所  | 住所                              | 電話番号              | 開示を行う個人情報の範囲                                     |
|-------------|---|---------------------------------|-------------------|--|
| 県政情報センター    | 県庁西庁舎 1階  | 〒960-8670<br>福島市杉妻町 2-16        | (024)<br>521-7052 | 県庁本庁舎・西庁舎・東分庁舎に所在する本庁各機関及び出先機関が保有する公文書に記載された個人情報 |
| 県中県政情報コーナー  | 郡山合同庁舎<br>(県中地方振興局)   | 〒963-8540<br>郡山市麓山 1-1-1        | (024)<br>935-1214 | 県北を除く地方振興局の所在する各合同庁舎内の出先機関が保有する公文書に記載された個人情報     |
| 県南県政情報コーナー  | 白河合同庁舎<br>(県南地方振興局)   | 〒961-0971<br>白河市字昭和町 269        | (0248)<br>23-1503 |  |
| 会津県政情報コーナー  | 会津若松合同庁舎<br>(会津地方振興局)   | 〒965-8501<br>会津若松市追手町 7-5       | (0242)<br>29-5214 |  |
| 南会津県政情報コーナー | 南会津合同庁舎<br>(南会津地方振興局)   | 〒967-0004<br>南会津町田島字根小屋甲 4277-1 | (0241)<br>62-5204 |  |
| 相双県政情報コーナー  | 南相馬合同庁舎<br>(相双地方振興局)  | 〒975-0031<br>南相馬市原町区錦町 1-30     | (0244)<br>26-1115 |  |
| いわき県政情報コーナー | いわき合同庁舎<br>(いわき地方振興局)   | 〒970-8026<br>いわき市平字梅本 15        | (0246)<br>24-6005 |  |
| その他窓口       | 地方振興局のない合同庁舎内各出先機関及び単独出先機関、県立学校等(公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学を含む) |                                 |                   |  |
| 警察情報センター    | 県庁東分庁舎 5階   | 〒960-8065<br>福島市杉妻町 5-75        | (024)<br>522-2151 | 公安委員会及び県警本部が保有する公文書に記載された個人情報                    |

県政情報センター・県政情報コーナーの利用時間

月～金・・・午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時

休業日・・・土曜日、日曜日、祝日(国民の祝日に関する法律に定める祝日)

年末年始(12月29日～翌年の1月3日まで)